



教職員レッド・ページ概要ノート（その3）：  
宮城・福島県における教職員レッド・ページ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 明神, 勲 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00003327">https://doi.org/10.32150/00003327</a>

## 教職員レッド・パージ概要ノート (その3)

—— 宮城・福島県における教職員レッド・パージ ——

明 神 勲

### 〔宮城県における教職員レッド・パージ〕

#### 一. レッド・パージの端緒

##### (一) 宮教組に対する地方軍政部の干渉

「過去4ヶ月の間、教員組合は左翼化の傾向を増々強めてきた。……最近、教員組合は左翼的な宮城県労働組合会議に加入し、組合の書記長が東北大学構内の大学法反対集会で演説した。地方軍政部は、教員組合活動に対する監視を続けている」<sup>(1)</sup>

1949年4月の地方軍政部月例活動報告書（Monthly Military Government Activities Report）は、宮城県教員組合（以下、県教組）についてこのように報告している。しかし、地方軍政部のこれへの対応は、“監視”という控え目な方策にはとどまらなかった。当時の県教組書記長・狩野兼雄氏は、これについて次のように記している。

「執行部は、軍政部へ毎月定例の出頭をさせられた。必ず一人で軍政部に出頭せしめられていた。『宮教組情報』も『教師の広場』（文化機関誌）も、発行毎に提出させられた。総会、委員会の決定事項すら報告させられるようになっていた。

この外に……執行部全員が、毎月一回、軍政部へ出頭を命ぜられて、懇談？をさせられたのであった。このことごとくは組織活動に対する干渉と圧迫であった。そこでは

- 宮教組運動方針（大会決定）は、共産主義的であるから改めようか
- 調査部で調査発表した『宮城県教育の実態』は、針小棒大であって共産主義的である
- 教文部の調査発表した『基礎学力の低下』なるものは、新教育を故意に非難するものである
- 宮教組の教育委員会に対する要望書は過激である、とか殊に全員懇談では
- 週五日制を全県的に実施するよう宮教組で決議してはどうか、と執拗に要請をうけた。

……執行部に対する要請も必ず『……してはどうか』という願望形式をとってはいたのであるが軍の側の真意は、希望的な話し方の一切が、指示、命令であったのである」<sup>(2)</sup>

当時の教育長・三沢房太郎氏は「レッド・パージは二十四年四月早々に始まった」という注目すべき発言をしているが、それは地方軍政部の反共教育政策の積極的展開の始点が1949年4月にあったことを示している。4月以降、地方軍政部は、学校への反共パンフレットの配布、<sup>(3)</sup> PTAの方針を共産主義的であるとして役員への喚問、教組執行部に対する公然たる非難などの反共教育政策を鮮明にする。仙台二高事件はその一つのあらわれであった。

## (二) 仙台二高事件

仙台二高事件（前進座事件）とは、前進座が公演のため来仙した際（5月31日）、仙台二高の生徒三名が“歓迎ノ前進座 共産党仙台二高細胞”というプラカードを掲げて駅に出迎えたのに対し、教育基本法第8条および文部次官通牒（「学生の政治活動について」、1948年10月8日）違反として退学処分に附された事件である。

この事件の背後には、反共的教育政策の積極的展開を決意していた地方軍政部が控えていた。当時の学務課長・山下忠氏が「歓迎プラカードを押したてていったのを軍政府係官が見つけて、さっそく学校に厳重処分を要求するとともに、委員会にも善処を求めてきた」<sup>(4)</sup>と証言しているように、処分は地方軍政部の発意と指示により強行されたものであった。学校当局は当初生徒たちがプラカードを掲げ出迎えた事実について何も知らなかったが、翌日（6月1日）「さる筋からの電話を受けた後、動き始めた」<sup>(5)</sup>5月の宮城地方軍政部月例活動報告書は「前進座公演にかかわり学校における政治活動についての調査がなされつつある」<sup>(6)</sup>としているが「さる筋」（Some quarters）が地方軍政部を指すものであったことは明らかである。6月2日に学校当局は三人の生徒に自宅謹慎を指示したが生徒と親の抗議でこれを撤回した。これを知った地方軍政部は翌日（6月3日）学校当局者（校長が入院中の為、教養課長）を呼びだし厳重な処分を直ちに実施することを指示した。教養課長が帰校後、直ちに職員会議が召集され、翌日の6月4日に退学処分が発表された。この処分は「教育委員会がこの処置を不当と判定した場合は再審査する」<sup>(7)</sup>という条件付きでなされたが、それは処分の法的根拠に対する確信の欠如を示すものであった。すなわち、処分の根拠とされた教育基本法第八条第二項の「学校」に学生、生徒を含めることには疑義もあり、これを含めて解釈する文部次官通牒が教育基本法第八条の趣旨に沿うものであるかどうかは未だ未確定の状態にあってからである。

これを審議した県教育委員会（以下、県教委）は、文部次官通牒に全面的に依拠して処分を妥当とし、同時に、学生の校内政治活動規制通達<sup>(8)</sup>を発することを決定した（6月15日）。「教育基本法審議の際の衆議院議事録を調査して次官通牒が果して適切だったかどうかを検討、もし疑義があれば再審査するという附帯条件つき」<sup>(9)</sup>という不確かな中での決定であった。文部省は、学生・生徒の政治活動抑圧の法的根拠を整える為、1949年10月に学校教育法施行規則の改訂を行うが、仙台二高事件がその一つの契機であったといわれている。

## (三) デリカの反共攻勢と県教組執行部の崩壊

仙台二高事件はこのような形で終結したが、動揺しつつも地方軍政部の強力な後楯で兎も角もこれを乗り切った県教委にとって、この事件は「委員会としての結果が固ま（り）……その後は軌道に乗った」<sup>(10)</sup>（当時教育長・三沢房太郎氏の回想）というプラスの契機として作用した。他方、県教組は、この事件を契機に組織の分裂と動揺への対処という困難な問題を抱えることになり、防衛的立場に追いこまれることになった。

県教組執行部は、当初よりこの事件を、思想の自由抑圧の全国的動向の一環として重視し積極的な取り組みを続けていたが、6月25日の教組県委員会において処分撤回を求める方針を提案した。激論の末、提案賛成36、反対0、保留36という投票結果になり会議は混乱した。再投票の結果、賛成38、反対0、棄権26（8名が退場）となり辛うじて提案は承認されたが、この問題をめぐって県

教組内の見解が二分され、仙台二高分会を中心とする高校部会と執行部の対立を激化させることになった。そして、遂に、それは仙台二高分会の県教組脱退（7月29日）という事態にまで発展した。

〔(県教組の左翼化によって)保守的な教師たちは教員組合運動に対する関心を失ない始めている。特に、高校の教師たちは組合運動からかねてより遠ざかっており、教員組合の機関紙さえ読んでいない〕<sup>(11)</sup>と分析していた地方民事部教育課は「この脱退は、教員組合から高校教師の逐次の大量脱退の第一歩になるものと予想される」<sup>(12)</sup>としてこれを歓迎し、公然たる追撃を開始した。その先頭に立ったのが民事部教育課長のデリカ（Karl F. Drlica）であった。当時の執行委員会内にデリカのエージェントが居り執行委員会の内容はデリカに筒抜けになっていたと言われ、彼は組合の内情を手にとるように知ることが出来たという。県教組が「共産主義的活動」を強めてきたのは「執行委員13人中、3人は共産党員であり、6人以上が熱心な共産党支持者である」<sup>(13)</sup>ことによる、と考えたデリカは執行委員会に対する激しい反共攻撃を公然と開始した。たとえば、8月1日の第3回教員資格認定講習会において次のような演説をしている。

「先生諸君は日本の運命を形づくる人々である。その意味において先生方は重大な責務を持っているわけだが現在の情勢下で先生方の進路に二つの深いわだちが横たわっている。一つは右翼の帝国主義のわだちであり、それからはやっと抜け出そうとしているが、今一つのわだち、左翼全体主義のわだちには今まきに入りこもうとする危機に立っている。先生方自体は保守的グループであるが、それが禍いして日教組の仕事に関心を持たなすぎるために、宮教組は次第に進歩的職能的な在り方を離れ、一部少数者の破壊的傾向に巻き込まれつつある。

この具体的な例として宮教組情報二十四年一月一日発行の第五号『選挙問答』、三月十八日速報の『政治的活動に関する法務庁の見解』、二十九号『県教組県労会議に参加』等、あるいは『教育の広場』掲載の『子供の組織化』等があげられこれらはこの傾向のものはだしい現れである。仙台二高問題に対する宮教組の態度は行過ぎであり、越法行為である。これらの点を鑑みる時現職教員の任務は他人の家の大掃除をする前に自分の家の大掃除が先決問題である、と同じことがいえる。中道を進むことは困難であり、わだちに入るのは簡単であるが、先生方の奮起を要望する次第である」<sup>(14)</sup>

デリカは同趣旨の演説を、校長会議（8月24日）、校長認定講習会（8月30日）、新教育講習会（9月1日）等においても繰返し行ない、執行委員会を「左翼全体主義」、「破壊分子」と非難すると同時にその転覆を訴えた。このようなデリカの相次ぐ反共攻撃は、組合員の間にも執行部不信、批判の気運を醸成し、執行委員会内部にも動揺を生みだした。特に、9月13日頃、デリカによってなされたレッド・パーージの脅迫は執行委員会内の動揺を決定的なものにした。9月13日に開かれた各支部書記長会議では執行部辞任問題が検討され、この頃県教組委員長・山内才治氏（上杉山校長）は既に辞意を表明していた。9月24日に開催された県教組県委員会（16支部89名の委員で構成）では県教組中最大支部である仙台市支部を先頭とする執行部総辞職要求が多数を占め、委員長、副委員長が辞表を提出した。執行委員会は「もはや執行不能であるから総辞職すべきだとする立場、総辞職は、敵前での武装解除にひとしい。あくまで一丸となって闘うべきだとする立場」<sup>(15)</sup>の二つに分れたが、既に委員長、副委員長が辞表を提出していることもあって、結局、総辞職を決定した。

9月27日の県委員会では執行部総辞職を確認すると同時に臨時県教組大会（10月30日開催予定）までの間に代行執行委員会をおくこととし、委員長に遠藤安吉氏（仙台市荒町校長）、副委員長に安部一雄氏（仙台市支部長）ら執行部総辞職要求の急先峰であった役員を選任した。こうして、地方軍政部・民事部から「左翼全体主義」と敵視されていた執行部は崩壊させられ「敵前での武装解除」の状態でもレッド・パーージを迎えることになった。

## 二. レッド・パージ

「レッド・パージは二十四年四月早々からはじまって、しばらくしぼった該当者は二十四、五人だったかね。アメリカさんの鼻息は相当なもので、食い止めるのに苦労したね。それでも係官は割合物分りがよかったので、案外スムーズにやれた。……パージ問題のさなかに二高問題が起きた」<sup>(16)</sup>

当時の教育長・三沢房太郎氏は、レッド・パージから9年後にこれを回想してこのように語っている。レッド・パージの起点を「四月早々」とし「パージ問題のさなかに二高問題（5月31日——引用者）が起きた」という発言はその後の同氏の回想でも繰返されているので<sup>(17)</sup>記憶ちがいは思われぬ。ここで言及されている「レッド・パージ」が、北海道、京都等でみられたように共産主義者を特定したリストを提示しその追放を指示したことを指すのか、あるいはもっと一般的に共産主義の影響力排除の施策を示すのかは不明であるが、1949年4月という早い時点において地方軍政部が反共的教育政策の推進を指示していたことが注目される。

県教委がレッド・パージを公言したのは10月中旬であった。県教委は定員定額制との関連で校長の退職を含む大量の人事異動を9月より実施してきたが、第三次の異動が終了した10月13日、第四次の人事異動方針を決定した。第三次までの異動が、校長の勇退、配置転換という一般的異動であったのに対し、第四次のそれは性格を全く異にした「いわゆる“赤い教員”に対する……措置」<sup>(18)</sup>＝レッド・パージを内容とするものであった。県教委は10月11日「県下学校教員の刷新を図るため、公立学校教職員にして左の各項に該当するものについては免職、休職、降任又は退職を行う」として七項目の刷新基準を決定した。

1. 勤務状況の不良なもの
2. 教育委員会の教育方針に協力せず、その指示に従わないもの
3. 教師としての指導力が著しく劣っていて能率のあがらないもの
4. 教育公務員としての体面を汚辱する非行のあるもの
5. 極端な非民主的な言動をなし、学校内の秩序をみだすもの
6. 新教育をいたずらに阻害しようとするもの
7. 教育基本法第八條に抵触するもの

9月8日、極秘裡のうちに召集された全国教育長会議（東日本ブロック）において三沢教育長は文部省からレッド・パージを指示された筈であるが、これについて以降、文部省、地方民事部あるいはCICとの間でどのような接衝がなされたのかについては現在のところ不明である。しかし、県教委が人事刷新基準を決定した時点では既に「60数名」の追放リストが存在していたといわれている。<sup>(19)</sup>「さきに軍政府より文部省を通じて、いわゆるレッド・パージが命ぜられた」<sup>(20)</sup>という当事者の証言からして地方民事部あるいはCICから提示された追放リストと考えられる。県教委が決定した第四次異動方針、七項目の人事刷新基準なるものがこれに基づきレッド・パージを実施するための方便であったことは、今や当時の県教委幹部自身の口から率直に語られているとおりである。県教委は「被害を最小限に留めること、一人たりとも無実の者を指定しないことをモットー」<sup>(21)</sup>に調査活動を実施し、10月26日の臨時教育委員会において23名の追放対象者を決定した。県教委が調査活動の結果「無実の者」（＝誤って共産黨員、同調者と認定されリストに載せられた者）と認定した40名近くの削減については「係官は割合物分りがよかったので、案外スムーズにやれた」という言からすると地方民事部あるいはCICは容易にこれに応じたものと思われる。

退職勧告の対象とされた23名の内訳は、小学校8名(男子5名, うち事務職員1名, 女子3名), 中学校11名(男子9名, 女子2名), 高校4名(男子4名)で, この中には旧執行委員会内で左派と目された書記長の狩野兼雄氏をはじめ6名の旧役員が含まれていた。23名中には文字どおりの勤務成績不良者等も一部含まれていたが大部分は共産党员, 支持者とされる者であった。辞職勧告は校長を通じ10月27日から実施され,<sup>(22)</sup>10月31日までに受諾の場合は依願退職, 拒否の場合は官吏分限令を適用し休職処分に附すとされていたが, 11月4日までに23名全員が受諾し依願退職の形で教壇を去ることになった。

辞職勧告に対し父母, 生徒等がこれに抗議する動きも一部の地域で見られたが, レッド・パーージを黙認するのみならずこれに追撃をかける程に右旋回路線鮮明にした県教組の状態が被勧告者たちの勧告を拒否して闘う意思を挫いたことは想像に難くない。執行委員会は「誡首された者たちが, 新しい生活をはじめするための準備に, しばらくの間会館の一室を貸して欲しいという願いもこれを拒否」<sup>(23)</sup>する程の冷淡な対応ぶりであった。このような中でも被勧告者たちは自分たちの手で県教委と交渉を持ち, 一旦だされた辞令を書き替えさせ1号俸増俸, 退職期日の12月1日付け延期などを実現した。

### 三. 県教組の路線転換

レッド・パーージの最中の10月30日, 県教組臨時大会が開催された。任期途中の執行委員会総辞職という異例の事態をうけて, 総辞職の事後承認と新執行部の選出, レッド・パーージに対する対応, 県教組の運動方針の決定がこの大会の課題とされていた。

代行執行委員会が提案した以下の運動路線は絶対多数で採決された。

- ①次期大会を目標として法内組合の方向に主眼をおく。
- ②経済活動を第一にする。
- ③組合の特殊性から職能部面をとり入れる。
- ④政治的には中立を保ち, 組合内部から政党色を一掃し主体性を確保すると共に政党との共同闘争については連絡し支配されない。
- ⑤県教委に対しては今までの敵対観念を捨て是々非々主義でいく。

運動方針でこれまで使用されていた「闘争」という表現を「運動・活動」に改め, 規約から「争議行為」を削除する緊急動議も多数で可決され, さらに「左翼的偏向におちいつている県労会議からの脱退」という緊急動議は, 賛成288, 反対32, 保留184で可決された。この大会ではレッド・パーージに対する対応が注目されていたが, 反対闘争に関する方針を提起されず, 逆に, 緊急動議として規約第5条「組合員の意思に反して解雇された者も組合員と認める」の項を「……は組合員とは認めず」に変更する提案が仙台市支部から出された。県教委のレッド・パーージに追い撃ちをかけようとするこの動議は, 賛成272, 反対235で賛成が多数を占めたが規約改正に必要な数には達せず保留とされ次期大会に持ちこされることになった。役員選挙で左派は完全に締めだされ路線転換を主張した右派がこれを独占した。新委員長に就任した遠藤安吉氏(代行執行委員長)は「来るべき日教組大会において, 同様の路線で日教組の再建が着手されるよう我々は影響力を行使するつもりである」<sup>(24)</sup>と就任の決意表明を行ったが, 10数日後に開催された日教組塩原大会において宮城県教組代

議員は右旋回路線への転回に積極的役割を果たすことになる。

このようにして、1949年4月の段階では「左翼化の傾向を増々強めてきた」として地方軍政部の眉をしかめさせていた県教組は、仙台二高事件から僅か5ヶ月の間に運動路線を右旋回させ、地方民事部が敵視していた執行委員はレッド・パージによって追放されることになった。組合内部の矛盾や動向がこの一要因であったことは勿論であるが、それを強力に誘導し強制した事実上の主導者は地方軍政部・地方民事部であった。彼等の干渉、脅迫、督励なしにはこのように急速な旋回は不可能であったろう。4月以降、県教組攻撃の陣頭指揮にあたってきたデリカは、地方民事部の改編にともない離任することになった。彼は県教組臨時大会で離任挨拶を行ったが、ほぼ自分の構想どおりに事が進んだのを目にして、一仕事終わった、という満足感を味わっていたのかも知れない。

他方、11,000名という県労会議の中で最大の組合員を擁する県教組の県労会議からの脱退は、県内労働戦線の崩すうにも重大な影響を与えることになった。1949年夏以降、各組合における民同派の抬頭に伴ない県内労働運動の主流を占めてきた県労会議からの脱退が進行していたが、県労会議の構成員の三分の一近くを占めていた県教組の脱退は、県労会議の事実上の解体に結びつくものであった。

### 〔福島県における教職員レッド・パージ〕

#### 一. 大綱木中学校事件

1948年の春、福島県で共産党員である教員の追放を要求するいくつかの動きがみられた。3月定例県議会では保守系議員の二人がこれを取り上げている（3月11日県議会）。

小林氏 教育者の中で共産主義者やかんばしからざる者を処分する考えはあるか。

安藤教育委員 共産党の教職員といえど学校基本法（教育基本法——引用者）にふれなければ致し方がない、法律にばかりしばられてはならぬ悪い法律は変えよといってもこれは国民の総意によらねば容易にできない。

橋本一郎氏 教育上の思想傾向が方針を失っており教員の再教育は教授科目だけでなく思想方面の再教育を行え。共産党の秘密指令なるものを見ても共産党員は学校から追出すべきだ。

安藤教育委員 私は民主主義を基調とするアメリカンデモクラシーがいいと思うが強要はできない。共産党の教員をどうするか主旨に沿うよう事務局と十分連絡して完全な教育に努力したい。<sup>(25)</sup>

県議会におけるこのような質問に符節を合せるかのように、3月28日、県下の二村の代表が共産党員の教員の追放を県教委と地方軍政部に陳情した。新聞はこれを次のように報じている。

「赤色教員問題はさきの県会でも数名が質問にたったほどだったが、廿八日日期せずして共産党の教員にわが子を教育させておくことは出来ないと東白川郡竹貫村、伊達郡大綱木村からPTA代表等が出県教育委員会に赤い教員の追放を陳情した。

竹貫村の場合は同村新制中学菊地PTA会長等三名が小野教育長を訪れ、同校菅野教諭等が生徒に共産主義教育をしており生徒の思想が悪化して来たので同教諭等を追放してもらいたいというPTAの意向を陳情、また大綱木村の場合は村長斉藤亀蔵氏ほか婦人会、議長、PTA等の代表七名が小野教育長と会見同村新制中の高橋教諭等が共産主義教育をやっており生徒の思想が最近ますます悪化して来たというので廿五日村民大会を開き赤色教員の追放を決議した旨を伝えて陳情、もし追放しなければ生徒を学校にやらないという強硬な決意をのべた」<sup>(26)</sup>

これに対して県教委と県教組は現地で共同調査を実施し、県教組は教育基本法違反の事実は存在しないとの見解を表明した。しかし、県教委は、5月7日の教育委員会において「教育上の不注意と村内の政治活動における言動が生徒に一党一派に偏した影響を及ぼしたことは未成熟な生徒の教育に著しい支障あるものと認める」として5名の教師（大綱木中4名、竹貫中1名）に対して譴責処分、同じく両中学校校長に対して監督不十分として譴責処分に附し、同時に「教育職員の政治活動について」とする通牒を発した。<sup>(27)</sup>

大綱木中事件は、共産党員の教員を中心とする村政民主化運動や新教育推進活動が封建的、保守的地域における住民に不安や反発を与え、部落有力者がこれを組織することによって教師・学校と住民の間の感情的対立にまで発展した事例であった。このような事例は大綱木村、竹貫村以外のいくつかの地域でもこの時期に見られ、教員の政治教育・政治活動の問題をクローズ・アップさせることとなった。しかし、県教委は、この問題を共産党員排除に利用するという策はとらず、大綱木・竹貫中事件についても教育基本法第八条違反と認定しつつも処分としては軽微な譴責処分と一部教師の転任および教育長通牒の通達という形でこれを終結させた。それは、教育基本法第八条解釈が未確定であったという事情もあったが、何よりも、福島地方軍政部がこの段階ではまだ反共的教育政策の積極的プログラムを樹立しておらず、この問題に干渉しなかったことに起因するものと思われる。なお、地方軍政部（民事部）が反共的政策を公然と展開するのは平事件（6月30日）以降である。

## 二. レッド・パージ

県教委は、10月15日、14名の教員に対する辞職勧告を開始した。内訳は、小学校3名（男子2名、女子1名）、中学校8名（男子6名、女子2名）、高校3名（男子2名、女子1名）で、その大部分が共産党員、同調者と目された者であった。辞職勧告にあたっては被告者の一人が「私のところには去15日県から青木視学が来て辞職を勧告しました。もし辞職をださなければ休職にするというのですが、具体的理由の説明を求めても上司の命であるというだけなのです。……普通の重罪人でも弁明の機会が与えられるのです。私共の場合は一言の釈明も出来ずに辞職を強要してそれに従わなければ休職処分になるなどは余りに暴力的です」<sup>(28)</sup>と語っているように「民主主義教育に支障がある」という以外は一切その理由を明示することなく一方的に強行された。辞職勧告につき小野教育長は「県内一万数千名の先生中には好ましくない先生も少数あったわけでこれまでも地域的には“好ましからぬ先生”問題が起っており、県教委では比較的穏便主義で臨んできたが、行政課長の手許で調査の結果自発的に退いてもらいたいと思って勧告した。理由は民主主義教育に支障があるとか現在では申し上げられないし結果において赤い教員ということになったが思想のみを対象としたわけではない。……（辞職勧告により）ガンの一部が取去られたという感じだと思う」<sup>(29)</sup>と語った。

この問題は10月定例県議会（10月22日—27日）において大きな論議的となった。社会党県連協議会での「理由不明瞭による組合幹部、教員の弾圧、首切り反対」の方針をもとに社会党県議が24日、25日の両日にわたり質問に立った。

◇田畑 ……こんどの辞職勧告について ①民主主義教育に支障ある者は極左と極右とも闘う意思あるか ②教員の身分保障の一連の法規を厳守するか、理由の説明、審査を行うか ③追放の結果政治教育に悪影響

はないか ④三級以下の任免権は教育長に委任されているが大きな問題は委員会ですべきだ ⑤調査して事実がなければ取消す意思はあるか ⑥追放者には一応生活権を擁護すべきだ ⑦労働組合にも同様の動きがあるが今後の対策はどうか

◇小野教育長 人を人にまで育てあげるのが教育で、それには人格が問題になる。県下教育者の中にも望ましからぬ者があるので調査は百卅日にわたって行っている。事務が専行事務なので私の責任で行ったが教育委員会に報告はしてある。特例法には従わねばならぬので尊重する。

◇渡辺行政課長 基本法八条に違反しなくとも違反する恐れのあるときは違反と見る。……共産党員のためでなく民主的教育に支障があるという点で勧告した。故に共産党でないことが判ってもそれだけで取消理由にはならない。生活問題については出来るだけのことはするつもりだ。(30)

◇田畑議員 今後同様の問題は数多く起ることが予想されるので勧告の具体的理由をはっきり示すべきだ。教育長報告にも第二次勧告があるといっているので一層必要だ。

◇遠藤議員 民主教育上面白くないという結論は判るが判定の資料なり当人の言動については少しも説明されていない。これでは……ファッショ的な精神的な暴力行為である。……

◇小野教育長 教育基本法八条だけで勧告したのではないが左も右も中間もなく職務怠慢のものも含まれる。……理由の説明は公開の席では出来ない。

◇渡辺行政課長 細部については委員会の秘密会で申上げる。(31)

社会党議員は辞職勧告の具体的理由の明示を求めたのであるが文教委員会秘密会でも「本会議との説明に変わりがない」<sup>(32)</sup>程度の内容であった模様で、結局、県教委はそれを明示することなく同様の方法で第二次辞職勧告の実施を示唆していた。このような県教委の姿勢は「本人はもちろん県民のだれもが理由を知りたがっているのは当然のことでこの態度には臭いものにフタ式としか考えられない」「県民はおそらく納得ゆかないであろう」<sup>(33)</sup>と地元紙からさえ批判されるものであった。しかし県教委は一切の批判や要求を拒否し、辞職勧告を拒否していた6名に対し12月31日付で官吏分限令第11条第1項第4号を準用し休職処分に附した。辞職勧告を拒否し抵抗を続けていた被追放者達は休職処分により明日の生活に追われることになり闘いの見通しももてない中で、遂に1950年3月31日付で全員退職（依願退職）に応じるようになった。

### 三. 当事者の一証言 —— 伊藤貞氏に聞く ——

レッド・パージそのものの性格上、裁判で争われた事例以外の場合、その実態につき新聞記事以上の内容を知ることは中々困難である。その意味で当事者の証言はの実態を解明する上で特に重要な位置を占めているといえよう。

ここでは被追放者の一人であった伊藤貞氏の証言を紹介する。伊藤氏への証言依頼は、羽田貴史氏（福島大学教育学部）の労によるもので伊藤氏は我々二人の訪問を快よく承諾された。その結果、1985年3月23日、福島市の伊藤氏の自宅にて2時間にわたり興味あるお話を伺うことが出来た。

伊藤（旧姓・箭内）氏は福島県郡山市に生れ、1933年（昭和8年）3月福島県安積高等学校卒業後、同年4月女子高等師範学校入学。1937年（昭和12年）3月同校卒業後、同年4月より東京の浅草女子商業学校に3年間勤務し、1940年（昭和15年）4月より母校の安積高等女学校に勤務。以降、レッド・パージで追放される1949年まで同校（1948年4月より安積女子高等学校に）に在勤。敗戦後、教員組合結成に尽力し郡山市教員組合副委員長、県教組婦人部長等の組合役員を歴任する。

1949年には同じく教員をしていた姉と共に姉妹が辞職勧告の受難にあい、これを拒否した為、1949年12月31日付で休職処分に附され1950年3月31日付で依願退職。1950年4月より1957年まで県教組書記として勤務。

なお、福島県のレッド・パージについては、地方民事部および県教委の方針、具体的活動、地方民事部と県教委・県教組の接衝過程、県教委と県教組の関係等まだその実態の殆んどが不明であり今後の調査にまたねばならない部分が多く残されている。

—— 当時の新聞を見ますと伊藤さんの名前が大分でていますが、姉妹でという事でも。

**伊藤** そうなんです。自分としてはあまりやったつもりはないんですけど、目立っただけです。……あの頃は仕方なかったんでしょうけど、共産党の方でも高校の先生とか師範の先生を目玉にしたんですよ、入党の。ああいう勢いだったから共産党の理論も何も知らないままにわあっという具合に入党した訳でしょう。そうすると……ピラを外にベタベタ貼って目立つんですよ。女の先生なんか殊に消極的な傾向でしたけど、私は当時デモといえば出ていくし会合といえば出ていくという具合でね。あれは平事件の時のデモでしたか、「女教師を先頭にデモ」なんて新聞に出されて目立っただけですよ。……。

—— お姉さんも入党宣言はしていたんですか。

**伊藤** それは党関係の方でしたんでしょうね。政党なんかも自由で私たちは共産党なんかも恐いとは思ってませんでしたからね。一般の人とは違ってそんなに抵抗を感じないでとも角「正義の味方」という気分で入党した訳ですね。私の家の父はクリスチャンだったんで、元々博愛的な雰囲気の家だったもんですから終戦後そういう風な方にどうって行ってしまった訳なんです。

—— 女高師時代は何かやっておられたんですか。

**伊藤** 全く何もしてません。女高師ではそういう動きは全くシャット・アウトされていましたが終戦後初めてです。……父も母も皆から変な目で見られるし外聞が悪いということで最初は反対みたいだったんですけど段々と子どもの方に味方するようになってしまいましたね。最後には「キリスト教的共産主義なんだから、俺は」ということで協力してくれました。

戦後、志賀義雄やなんか郡山の学校の講堂に演説会に来て、思想をまげないで獄で拷問を受けたというような人達が次々と演説した訳なんです。そういうのを聞きに行ったら本当にショックだったんですよ。そういう酷いことがこの日本の中で行なわれていたんだということで吃驚してしまい、それからそっちの方にググッと行くようになってしまったんです。

—— 郡山市の教員組合結成時には副委員長でしたか。

**伊藤** 当時は何も知らなかったけれど情動的にヒューマンズムに駆り立てられて、とにかく組合というものを作って上からの勝手な弾圧、人民を抑えつけるような事を変えなければならないという気持ちに駆り立てられて動いただけで理論的なことを特に勉強していた訳でなく、組合を作り自分たちの生活を向上させる為にやっていくんだという風なことで始めた訳です。

加藤周四郎さんと今泉運平さんが私の家に来ました。私も何か気持ちが高揚して共産党の人達の演説を聞いている内に共産党の事務所に出入りするようになったり、民主主義研究会というのが郡山にできるとそれに顔を出すようになったりとかに角じっとしていられないような気持ちに駆り立てられていた訳ですよ。そういうことで今泉さんなんか「あの人に話して高校の方はまとめてもらおう」という事で来たんだと思います。それから高校の教員に「組合をつくりませんか」という事で今泉さんらと一緒に働らきかけた訳です。当時はそういう気運があったのであまり抵抗なく校長さんも入ってくれたんですよ。それから後は組合をやったり現場に戻ったりを繰り返していたんで

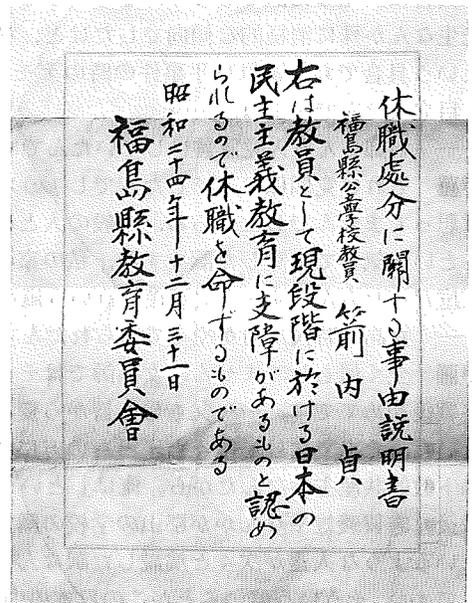
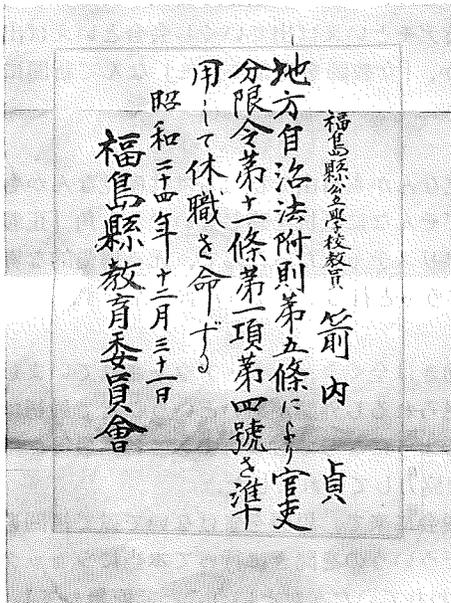
すね、レッド・パーズの時は現場に戻っていました。

—— 辞職勧告はどのようになされたのですか。

伊藤 青木という視学が学校に来て校長室で校長立会いで言われた訳です、言いにくそうに、あの人達も職務だから仕方がないですね、具体的な理由は全く無いんです。私は教室の中ではそういう話はしなかったし、生徒達を煽動した事なんか無いし、ただ、外では動いていたけれど学校内では党関係の事は全然しませんでした。

—— 口頭で言われた事はないんですか。

伊藤 「民主主義教育に反するから退職してもらいたいんです」ということだけです。それだけしか言えないんです、具体的な事が何も無いんです。「拒否すれば休職が免職になりますよ、自分からやめると退職手当などで悪いようにはしない」というような事も言われたと思います。休職辞令が出た時も、ただこういう理由書だけで……。



—— 組合の中でレッド・パーズの前に情報や話し合いはあったんでしょうか。

伊藤 それは無かった筈です。記憶に残っていませんね。(レッド・パーズの後に)これは何かにまぎれ込んでいたんですけど教組の方から辞職勧告をされた者の集まりの案内状が残っています。この時は1回か2回出席したと思いますね。10人位は出席していたんでないでしょうか。でも、教組の方でもどうしようも無かったんですね。GHQがデンと控えていたのではどうしようも無いんですね。会議に来たって何にもならないし、首切られることは明らかなんだからこれからどうしようという自分個人の対策で一杯で後はウヤムヤになってしまったんですね。教組の方としても、あくまでそれをつっぱねるという姿勢ではなかったですね。<sup>(34)</sup>それも仕方がなかったと思うんです。

—— 安積女子高では生徒達が教育委員会に陳情に行っていますね。<sup>(35)</sup>

伊藤 行ってくれたんですね。学校内では糾弾されるような事は何にもしていないんですから。

一生懸命やってくれたようです、みんなが、本当に有難い事ですね。

—— パージされた者が集まって対策を考えるというような事はなかったのですか。

伊藤 それはなかったですね。

—— 共産党の中では対策が考えられなかったんですか。

伊藤 なかったんですね。ただ、脇から民青同ですか、そういう名前でビラを配ったりはしてくれただけですけど。

—— 教育委員会に対する再審査請求などの話は出なかったのでしょうか。

伊藤 教員組合の指導でやろうという話はできたことがあるんです。とき角、一度辞職勧告を受けて再審査を請求するというのはどうか、というのが組合の方からあったんです。……結局、再審査はやりませんでした。

私はレッド・パージの後、県教組の書記に雇ってもらっていたので、外からなら何ですが私の方からは強いことは組合に言えなかったんですね。私の家には北大を出て農林省に勤めていてパージになった弟も居り、父はもう年をとって働いていなかったんです。私の家は子どもが沢山いたんですが、父は自分が勉強しなかったけど若い頃出来なかったので子ども達には勉強しただけさせようと決心していたんですね。次々と子どもを教育していったんだけど、戦後になった途端に良い所へ就職していた者が皆んな“赤”になっちゃって首切られてしまう。大変生活は困ったんだけど、まだ中学生の弟と妹が居り……下の二人を姉妹で(上の学校に)出そうという事になっていたのに私も姉も臆になってしまったでしょう。姉は臆になって野菜の引き売りを始めまして、私は……県教組の書記にしてもらったんです。……そういう具合で経済的な問題があったので断乎と拒否して闘うという風にはならなかったのです。

—— 休職中の生活は大変だったんですね。

伊藤 ……姉は小さな店を始めまして、その店を私や妹や親達を手伝って姉はリアカーを引いて野菜を売って歩いたんです。全くたいしたものですね、あの頃のバイタリティというか。私の家でも全部が食べなくてはならないんだからという事で頑張っていたんですね。今思い出しても楽しいですよ、その頃の事。あの当時は夢中ですごしましたけど、本当に親達も協力してくれました。困りの人達が面倒みてくれて待っていて買ってくるとか、そういう事で有難かったと思います。……だから誰も怨まないです。私も姉も自分の意思でそういう道に入りそういう風になった訳で、誰が思いんでもない。私達に辞職を勧告した人が悪いんでない。結局、日本が敗戦国になって大きな権力がかぶさってきてそれによってなったんだからどうしようもないんだなあ、という気持はありますね。……向うの方針でやられているという事は感じていましたね。第一、二・一ストの停止命令を受けた時から上からのしかかる力というのを重たく感じたと思いますよね。

—— 団体等規正令で共産党員の登録をしていましたか。

伊藤 それなんです、馬鹿正直に。そんな事しても全然関係ないという気持になっちゃって大っぴらに党員という事を自称していたし書いたし。教職適格審査の時もそれをちゃんと書いたんですよ。とに角、天真爛漫で無防備で無警戒で自分のそういうのを露出していたんですよ、私の家全部が。それで全部がピシャンとやられてしまってそれからが大変だったんです。

—— 「9月革命説」なども流布されていたようですが、「革命近し」というような気分があったのですか。

伊藤 私は持っていないの。革命っていうのでなくてただ世の中をもっと住みよくしなくちゃあというそれだけの気持です。革命なんか起きるかなあ、と思いました。ただ純心に世の中を良くしたいという一心でやったから、自分としては振り廻されてやったんでないからいいと思っているん

です。

—— 戦後組合運動に情熱を注ぎレッド・パージされるまでの時期を人生のなかでどういう時期として振り返られますか。

伊藤 自分が一番力を出して燃えた時期と言えますね。悔いがないです。後にも先にもそういう時期はなかった。……社会の、人類のそういう問題にタッチして自分がその中で活動したという事は自分としては良かったと思います。ある時期だけだったけど。

パージになって良かったんでないかとも思いますよ。それは後で考えたんですけども、自分は全然実力がないのに生徒に教育していたという事が家庭に入って自分の時間ができて世の中の事を冷静に見れるようになってから気づいたんです。何と無知な人間だったんだろうと本当に恥しくなって。学校やめてからそれから勉強に好奇心を持つようになって色々知りたくなっちゃったんです。

—— 生徒の信頼は厚かったんですね。

伊藤 私は悪い先生だと思いますよ。内容も無いのに何を教えていたんだろうと思いますけれど。今になって生徒達が懐かしがって手紙をくれるし、会えば喜んでくれるし、そういうのから見ると私も知識的に非常に不味かったけれど人間的にはあるいは生徒の心を打つものが私自身の中にあるいは在ったのかなあ、という風にも思います。……自分の変な自慢になりますけれど、自分は駄目だと思っていたんだけど晩年に近くなって自分も少しは皆んなの心に残るものがあったのかなと思って、それをもって瞑すべしと思って安らぐ気持ちになるんですけど……。

### <注>

- (1) GHQ/SCAP Records, CAS (A) - 02717.
- (2) 狩野兼雄「随想——レッド・パージの頃」(教職員レッド・パージ三十周年記念刊行会編『三十余年の星霜を生きて』あゆみ出版 1983年) 440頁。
- (3) 1949年7月の宮城地方民事部月例活動報告書 (Monthly Civil Affairs Activities Report for July 1949) では「4月中にダグラス『共産主義対民主主義』のコピー約850部が学校、青年団体、宗教団体に配布された」(GHQ/SCAP Records CIE (D) - 01914)とされている。William O. Douglasは著名なアメリカ最高裁判事でリベラリストと評されているが、共産主義を民主主義の対立物と説く彼の演説(1948年)はCIE新聞課長インボデン(Daniel C. Imboden)の推薦つきで朝日新聞社訳『民主主義と共産主義』というパンフレットにされ発行されていた。『教育宮城』(宮城県教育委員会事務局発行 広報紙)第9号(1949年5月15日)は「民主主義の本質をつかもう」と題して一面全部を使いこのパンフレットの要約を紹介している。
- (4) 宮城県教育委員会『教育宮城』, 1958年11月, 8頁。なお、当時教育次長・高山政雄氏も「あれは占領軍の命令でね。退学処分せざるを得なかったんだ」(『教育宮城』, 1972年11月, 11頁)と語っている。
- (5) 『宮教組情報』, No36, 1949年7月1日。なお, "Miyagi prefectural Teachers Union paper", 20 July 1949, GHQ/SCAP Records, CIE (D) - 01815による。
- (6) GHQ/SCAP Records, CIE (D) - 01911.
- (7) 注(5)に同じ。
- (8) 通牒は以下のとおりである。

「法に定める学校は学問教育の場であって政治的斗争の舞台であってはならない。学校はあくまで政治的中立性、教育上の自主性を守らねばならない。かかる意味において学校内に特定の政党政派の支部その他が設けられたり、又活動が持こまれたりすることは、他の生徒におよぼす影響甚大なるものがあるから、これを未然に防止することは国民全体に直接責任を負うべき学校として誠に当然の措置である。同時に学業半ばにある学徒の身分、年令その他政治的責任能力の限界を充分考慮して、その政治的活動を規制することもまた教育行政上当然認められることである。今回仙台二高が以上の方針に基いて処分した生徒に対し指導を加えて来たが、生徒は敢えて学校の指導に従おうとせぬのみならず、これを峻拒したのであるから、

これら生徒を止むなく退学せしめた処置は当を得たものといわねばならない」(宮城県教育委員会『年次報告書 昭和24年度』1950年 30頁)。

- (9) 『河北新報』, 1949年 6月16日。
- (10) 『教育宮城』, No219, 1972年11月, 11頁。
- (11) GHQ/SCAP Records CAS (A) - 02717.
- (12) GHQ/SCAP Records CIE (D) - 01914.
- (13) 同前。
- (14) 『夕刊とうほく』, 1949年 8月 2日。
- (15) 狩野兼雄, 前掲論文, 441頁。
- (16) 『教育宮城』, 1958年11月, 7 - 8頁。
- (17) 『教育宮城』, 1972年11月, 11頁。
- (18) 『毎日新聞』(宮城版), 1949年10月13日。
- (19) 当時, 柴田地方出張所長・大野睦雄氏は「はじめ60数名のリストの中から, なるべく少数にしぼつたらという方針(で)……最終的には20数名だったと思う」と記している(大野睦雄「思い出」, 宮城県教育行財政研究会『笹鳴集——戦後教育の側面——』, 宝文堂, 1970年, 72頁)。
- (20) 高山政雄「三沢房太郎先生」, 宮城県教育行財政研究会, 前掲書, 4頁。
- (21) 同前。
  - (22) 石巻市の一教員に対しては, それより先の10月23日に辞職勧告がされている(『毎日新聞』(宮城版), 1949年10月27日)。
- (23) 狩野兼雄, 前掲論文, 442頁。
- (24) 東北民事部月例活動報告書(1949年10月)。GHQ/SCAP Records, CAS (B) - 03260.
- (25) 『福島民報』, 1949年 3月12日。
- (26) 『福島民報』, 1949年 3月29日。
- (27) 通牒は以下のとおりである。
  - 一. 正しい政治教育は尊重しなければならないが教職員がその地位と職務の特殊性を利用し特定の政党を目標とした教育を行ってはならない。
  - 二. 児童生徒は未成熟者であるから教職員はその政治活動によって一党一派に偏した影響感化を及ぼすことのないようにすべきである。
  - 三. 教職員は児童生徒の自主性合理性を重んずる指導をなすことを誤り児童生徒の態度が一方に偏することのないよう公正な批判的態度を養うよう努めねばならない。
  - 四. 授業時と休憩時とを問わず児童生徒の学校生活時間中にグループはもちろん個人に対しても不当な政治教育が行われてはならない。
  - 五. 教職員は勤務時間中に一党一派のための業務や政治活動を行ってはならない。
  - 六. 教職員は勤務時間後といえども自校他校の区別なく児童生徒に対して私的会合または個人指導による不当な政治教育や政治活動をしてはならない。
  - 七. 教職員は児童生徒以外の者に対しては政治活動は妨げないがその集会者の中に児童生徒を含めることは許されない。
  - 八. 家庭訪問その他学校行事に名をかりて保護者に対しては政治活動することは許されない」
 

これに対し県教組は「人事院規則すら出さず, また文部省その他の官公庁でも指示する段階に至っていないと言明しているに拘らず県教育委員会が秘密会でこのような重要問題を審議決定したことは了解に苦しむ」(『福島民報』, 1949年 5月13日)として抗議し質問書を提出した。また, 7月の定例県議会では社会党議員が「民主教育の精神に反する」として強く撤回を要求した。
- (28) 『福島民友新聞』, 1949年10月19日。
- (29) 『毎日新聞』(福島版), 1949年10月21日。
- (30) 『福島民報』, 1949年10月25日。
- (31) 『朝日新聞』(福島版), 1949年10月26日。
- (32) 『福島民報』, 1949年12月29日。
- (33) 『福島民報』, 1949年10月26日。
- (34) 県教組郡山支部は10月20日, 「①辞職勧告の理由を明示すること ②すでに辞職勧告した教員にしてこの理由に該当しない場合は勧告を撤回すること ③憲法に認められた思想の自由を確認すること ④理由を明示するまでは行行政処分を行なわないこと」の四項目を県教委に要求することを決定し県教組にも提案することとした(『福島民友』, 1949年10月22日)。

また、県教組は10月24日に以下の声明書を発表した。

「自由と平和の社会を作りだれもが幸福に暮せる民主主義の世の中をのぞんでいるが、そのためには正しい教育によって真理をさとり知識をわきまえお互いの基本的な人権を尊重するようにならねばならない、そういう意味で私たちは教育を社会改革の根本方法だと教え教育の充実と向上を願い且つ教員の正しい教育活動を期待し民主主義教育の大道を力強くすすんでおったわけである、しかるに最近本県においても具体的な内容を示さないで多くの教員が辞職を勧告された、具体的な事実を理由とし勤務上の過失を問われ又は法律違反によって処分を受けるならまだしも突然一方的措置によって学校から追放されることは了解に苦しむところであり本人の生活上の問題から考えてもまことに遺憾である、このような憂目を教員が見るとしたら公正な研究も民主教育の発展ものぞむことができないばかりでなくひいては人間の自由と平和は守られず封建主義とファシズムの横行も予想されるのはまことに忍び難いものである、このような陰悪な世情のうちに大学教授連合評議会会長南原東大総長の声明や日本学術会議の勧告がなされ政党所属や思想、信条が問題となりまたは個人としての社会活動が弾劾されるという事に反対し学問の自由を擁護する立場が明らかにされた、私達としても教育を擁護する立場を明らかにしてここに声明する」（『福島民報』、1949年10月25日）

(35) これについて以下のように報じられている。

「“赤い教員”としての辞職勧告を拒否した安積女子高校箭内貞教官（34）の問題を回って同校生徒会は廿日午前九時から七百卅名の全校生徒が出席して緊急総会を開き一九日の生徒委員会の信頼している『箭内教官が辞職勧告された理由をよくたすべしだ』との決議にもとずき同教官の授業指導や執務ぶり、校内における現実行動の調査に徹することなく単なる政党加入の事実だけを理由にして免職するのなら正当でないと挙って同教官の留任運動に起つことを申し合せ……二日国分生徒会長ら五名が大竹、橋本両教官と共に出福し県教育委員会の辞職勧告理由を明かにして妥当な処置をとるよう要望することに決定した」（『福島民報』、1949年10月21日）

**補記** 本論文作成にあたり伊藤貞氏（主婦）、境野健児氏（福島国民教育研究所）、高橋寛人（横浜市立大人文学部）、田島昇（桑折町史編纂室）、永山昭三氏（福島大教育学部）、羽田貴史氏（福島大教育学部）の皆さんから貴重なる御教示をいただいた。ここに記して謝意を表したい。

（本学助教授・鉏路分校）